

【参考資料】（下記は、物質移動合意書のための参考資料で、サイン・ご提出は不要です）

物質移動合意書

この物質移動合意書は、カリフォルニア州の企業である ALSTEM, INC (2600 Hilltop Drive, B/C328, Richmond, CA 94806) ("提供者") とご所属 _____ (住所 _____) ("受領者") の間で日付 _____ に発行しました。

ALSTEM は、以下の条件に基づいて受領者に材料を提供しています。

1. 定義

- 1.1 本契約で使用される「材料」とは、別紙に記載されている生物学的または化学的材料を意味し、すべてのコピー、提供者によって提供される関連したノウハウ・データ、派生物、部品、およびその子孫を含みます。
- 1.2 「複製物」とは、細胞または微生物の増殖または材料の増幅によって生成された子孫および未修飾の材料を含むがこれらに限定されない、材料の未修飾のコピーである生物学的または化学的材料を意味します。
- 1.3 「派生物」とは、ALSTEM が提供する iPS 細胞から分化した細胞など、材料から作製され、新しい特性を持つように大幅に変更された材料を意味します。

提供者と受領者で以下の通り合意いたします。

1. 機密情報

- a. 本契約に従って開発または交換された機密情報および専有情報（材料、提供者情報、および受領者情報を含むがこれらに限定されない）は、「機密情報」と見なされ、機密情報を開示する当事者（「開示者」）の事前の書面による同意なしに第三者に開示してはいけません。また、機密情報の受領者（「受領者」）は、機密情報の不正使用、流布、または公開を防止するために、受信者自身の機密保護と同程度（ただし、合理的な程度の注意を下回らない）の注意を払って、開示された機密情報を保護するものとします。
- b. 本契約は、以下の場合に関して受領者に義務を課しません。（i）開示者から受領する前に受領者が所有していた場合。（ii）受信者の過失なしに、公の知識の問題である/問題になる場合。（iii）受領者が守秘義務なしに第三者から正当に受領した場合。（iv）開示者により、第三者の守秘義務なしに第三者に開示された場合。（v）受領者が独自に開発した場合。（vi）司法または行政過程で開示する必要がある場合。

2. 所有に関係なく、材料・複製物・派生物の所有権は提供者が留保するものとします。

3. 受領者は、本契約に基づいて企図されている実験の受領者の研究開発以外の目的で提供者情報および材料を使用しないものとします。受領者およびすべての複製物・派生物に提供される資料は、第 4 項の規定にかかわらず、in vitro または実験動物のみでの調査および研究目的で使用されるものであり、ALSTEM からの事前の承認なしに他の個人または団体に再販/譲渡することはできません。

4. 受領者は、ALSTEM の事前の書面による承認なしに、受領者の直接の管理および監督下にあり、受領者が責任を負う者以外の個人または団体に材料・複製物・派生物を譲渡しないことに同意します。上記にかかわらず、受領者は、受領者の研究のみを目的として、本書に含まれる条件と同様の制限下で、材料を第三者の共同研究者・第三者の委託研究機関に譲渡することができます。

5. 本契約のいかなる条項も、特許に基づく権利、または営利・商業目的の製品または過程に材料を使用する権利を、受領者に付与するものとは見なされないものとします。受領者は、第 4 項で許可されている場合を除き、理由の如何を問わず、材料・複製物・派生物を配布、販売、貸与、またはその他の方法で譲渡してはなりません。提供者の事前の書面による許可なしに、材料・複製物・派生物を商用利用することは禁止されています。

6. 両当事者は、提供者の機密情報を提供者が唯一かつ今後も継続的に所有することに同意し、受領者の機密情報は受領者の唯一の所有物であり続けることに同意します。
7. 材料またはその製造に関するすべての発明および発見は、特許性があるかどうかにかかわらず、提供者によって考案・実施化され、提供者が所有することに同意します。受領者・受領者の関連会社・その委託研究機関による材料の使用から生成・作成・生じた調査から導き出された基礎となるデータおよび結論を含むすべての結果は、受領者が所有し、本契約に基づく受領者の機密情報と見なされます。
8. 受領者は、組換え DNA を使用した研究またはテストに適用されるものを含め、材料に適用されるすべての適用法、政府規制、およびガイドラインに準拠して材料を使用し、材料がアメリカ合衆国で使用される場合、受領者は現在の NIH ガイドラインおよび規制に準拠します。
9. 材料は本質的に実験的なものであり、明示または黙示を問わず、商品性または特定の目的への適合性の保証およびその他の保証なしに提供されます。受領者は、材料の使用が特許またはその他の所有権を侵害しないことを表明または保証しません。
10. 受領者は、受領者による材料の使用、保管、または廃棄から生じる可能性のある損害について、すべての責任を負うものとします。提供者は、受領者による資料の使用、保管、または廃棄に起因する請求、損失、または要求について、受領者または第三者に対して責任を負わないものとします。ただし、かかる請求、損失、または要求が、提供者の重大な過失または故意の違法行為から生じた場合を除きます。
11. 本契約（別紙を含む）は、上記の材料、情報または結果の開示に関連する理解についての提供者および受領者による完全かつ独占的な声明であり、以前または同時期のすべての取引、合意、および理解に優先します。本契約のいずれかの条項またはその一部の有効性・執行可能性は、他の条項またはその一部の有効性・執行可能性に影響を与えないものとします。
12. 本契約は、署名の最終日から有効になり、受領者が契約を終了するか、材料および派生物を破棄するまで継続するものとします。
13. 本契約は、カリフォルニア州法に準拠するものとします。

署名

上記の合意を証するため、当事者の正式な代表者が本契約を締結しました。

提供者

ALSTEM, INC.

受領者

(所属)

By: _____

名前:

役職:

日付: _____

By: _____

名前:

役職:

日付: _____

【別紙 A】

受領者の材料

Alstem 人工多能性幹細胞株

Alstem 人工多能性幹細胞由来株

受領者は、社内の研究開発に材料を使用します
(上記の材料の使用目的を参照してください)。

補償：参照見積番号または発注書番号

【別紙 B】

ライセンスされた分化細胞

定義

1. ALSTEM: ALSTEM, LLC
2. iPS-AJ: iPS アカデミアジャパン株式会社 (iPS Academia Japan, Inc.)
3. ユーザー: ALSTEM またはその認定販売代理店から製品を購入した個人または団体
4. 製品: ALSTEM によって iPS 細胞 (iPSC) から分化し、ALSTEM が販売または譲渡する神経前駆細胞または神経幹細胞。

ユーザーの制限事項

1. ユーザーは、有効性と安全性について潜在的な薬剤化合物をスクリーニングすることを含むがこれらに限定されない社内研究、および第三者へのそのようなサービスの提供のために製品を使用することができます。明示的、黙示的、禁反言、またはその他の方法で、ユーザーに他の権利は付与されません。特に、製品の購入には、製品を商業的に使用、開発、またはその他の方法で利用する権利またはライセンスは含まれません。また、他の目的で製品を使用する権利がユーザーに譲渡されることもありません。
2. ユーザーは、適切なライセンスなしに、臨床応用、細胞治療、移植、再生医療を含むがこれらに限定されない、ヒトまたは動物の治療、診断、予防の目的で、ヒトまたは動物に製品を投与してはなりません。
3. ユーザーは製品を第三者に譲渡することができます。ただし、ユーザーは、本書に記載されているユーザー制限をかかる第三者に伝達するものとします。

ALSTEM

住所: 2600 Hilltop Drive, Building B, Suite C328, Richmond, CA 94806, USA E-mail: info@alstembio.com
Fax: +1-866-605-8766

ライセンスされた iPSC (ライセンスされたサービスを含む) またはライセンスされたキット製品

定義

1. ALSTEM: ALSTEM, LLC
2. iPS-AJ: iPS アカデミアジャパン株式会社 (iPS Academia Japan, Inc.)

3. ユーザー：ALSTEM またはその認定販売代理店からサービスを購入した個人または団体
 4. 製品：ALSTEM が提供し、下記の特許および特許出願で主張されている iPSC を生成するための iPS 細胞（iPSCs）またはキット。
 5. 多能性細胞：ALSTEM が提供する製品からユーザーが再生または誘導した iPS 細胞。
 6. 子孫：細胞が遺伝子改変およびクローン化された細胞株であるかどうかにかかわらず、自己複製する能力を保持し、3 つの胚葉すべての細胞型に分化する能力を保持し、未分化状態のままである、ユーザーによって作成された多能性細胞からの派生物。
 7. 改変物：ユーザーが作成した、または多能性細胞または子孫を使用して作成されたが、(i) 3 つの胚葉すべての細胞型に分化せず、(ii) 未分化状態にない細胞。
 8. 材料：多能性細胞、子孫および改変物。
 9. 商用利用：以下の活動の少なくとも 1 つからなるユーザーによる活動：
 - (i) 培地および機器を含むがこれらに限定されない、第三者に配布・販売される関連製品の製造のための多能性細胞または子孫の使用
 - (ii) 多能性細胞、子孫または改変物を使用して、金銭的利益のために第三者にサービス、情報、またはデータを提供すること。ただし、iPS-AJ から適切なライセンスを取得している第三者の代理で非営利組織がサービス、情報、またはデータを提供する場合は、かかる非営利団体の活動は商用利用とは見なされません。
 - (iii) 小分子化合物、抗体、タンパク質、ペプチド、および高分子化合物を潜在的に市場性のある化合物としてスクリーニングするための多能性細胞、子孫または改変物の使用。ただし、(1) ターゲットの発見、ターゲットの検証またはアッセイ開発のための多能性細胞、子孫または改変物の使用は、商用利用とは見なされません。(2) 非営利組織による社内研究目的のみのスクリーニングのための多能性細胞、子孫または改変物の使用は、商用利用とは見なされないものとします。
 - (iv) 多能性細胞、子孫または改変物の第三者への金銭的利益のための売却、賃貸、配布、または譲渡。ただし、非営利団体による社内研究のみを目的とした他の非営利組織への譲渡は、商用利用とは見なされないものとします。
 - (v) 多能性細胞または子孫の、金銭的利益を目的としない営利組織への販売、賃貸、配布、または譲渡。
- 注：ここでの「金銭的利益」とは、取引の実施費用を上回る、かかる取引の金銭的利益、対価、または収益を意味します。

ユーザーの制限事項

1. 製品の作成・使用は、iPS-AJ が再ライセンス可能な権利と共にライセンス権を付与されている米国特許番号第 8048999 号、8058065 号、8129187 号、8530238 号および対応する外国特許、他の係属中の米国特許および対応する外国特許出願のいずれかの対象です。
2. 製品の購入は、ユーザーが実施する社内研究（ユーザーが非営利団体であるか営利団体であるかは問わない）において、購入した数量の製品およびその派生物を使用するための限定的で非独占的かつ譲渡不可能な権利（販売、再パッケージ、追加の再ライセンスの権利を伴わない）をユーザーに付与します。他のいかなる権利も明示的、黙示的、禁反言、またはその他の方法で、ユーザーに他の権利は付与されません。特に、製品の購入には、製品を商業的に使用、開発、またはその他の方法で利用する権利またはライセンスは含まれず、また、他の目的で製品を使用する権利がユーザーに譲渡されることもありません。
3. ユーザーは、社内研究のために材料を使用できますが、ユーザーによる材料の商用利用は制限され、iPS-AJ からの適切なライセンスが必要です。明確にするために付言すると、ユーザーが非営利団体（学会、政府機関、その他の非営利団体を含む）である場合、学術、教育、その他の非営利目的でのユーザーによる材料の社内研究使用および非営利目的での非営利組織間の材料の譲渡は制限されていません。
4. ユーザーは、適切なライセンスなしに、臨床応用、細胞治療、移植、または再生医療を含むがこれらに限定されない、ヒト・動物の治療、

診断、予防の目的で、ヒトまたは動物に材料を投与してはならない。

5. ユーザーは材料を第三者に譲渡することができます。ただし、ユーザーは、本書に記載されているユーザー制限をかかる第三者に伝達するものとします。

6. 上記で許可されている以外の目的での特許権のライセンス購入に関しては、iPS-AJ のライセンス部門に直接お問い合わせください。

ALSTEM

住所: 2600 Hilltop Drive, Building B, Suite C328, Richmond, CA 94806, USA

E-mail: info@alstembio.com Fax: +1-866-605-8766

iPS Academia Japan, Inc.

住所: 448-5-201, Kajii-cho, Kamigyō-ku Kyoto, Japan

E-mail: license@ips-ac.co.jp Fax: +81-75-256-6211